

## 第29回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和元年10月29日(火) 午後1時30分から午後2時15分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 14人  
会長 7番 中井 悟  
会長職務代理 13番 西元 道啓  
委員 1番 天水さとい 2番 近藤 一祝  
3番 安田 伸二 5番 向山 博  
6番 坂野 幸夫 8番 山田 清隆  
9番 岩間 勇市 10番 杉本 峯一  
11番 吉田 靖志 12番 椿 新二  
15番 親谷 隆 16番 伊藤 忠幸
- 4 欠席委員 14番 高山 重人
- 5 議事日程  
第1 会議録署名委員の指名について  
第2 会期の決定について  
第3 諸報告について  
第4 現況証明願いについて  
第5 農地法第18条第6項の規定による通知について  
第6 農地法第3条の規定による許可申請について  
第7 農地法第4条の規定による許可申請について  
第8 農地法第5条の規定による許可申請について  
第9 農地法第6条第1項の規定による報告について  
第10 農業経営基盤許可促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について  
第11 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 木村 恭史  
農地係長 福岡 直樹

## 7 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これから第29回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

なお、欠席の申し出が高山委員からありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程にしたがって進めて参ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、5番 向山委員と6番 坂野委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第28回の総会以降の諸般について、報告いたします。

10月15日北海道知事表敬訪問を北海道庁において、同月17日後志地方農業委員会連合会役員会に出席しております。赤井川村で開催しております。同月19日、蘭越町開基120年記念式典を皆さんと共に出席しております。同月21日利用状況調査、農地パトロールを皆さんと共に行っております。同月24日収穫感謝祭、山村開発センターで行われました。皆さんと共に出席しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号現況証明願いについてを議題とします。

NO1について、上程します。

担当調査員から、順次調査の報告をお願いします。

8番  
(山田委員)

番号1番について説明いたします。番号1番、場所は〇〇です。〇〇〇のある所の跡地の横であります。現状は、農地・採草放牧地以外でございました。私と近藤委員、杉本委員の3名で調査をして参りました。よろしく願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし

議 長

質疑なしと認めます。  
議案第1号は、調査員の報告を承認し、証明書を交付することとします。  
日程第5、議案第2号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。  
NO1について、上程します。  
事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。令和元年10月29日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、畑で〇〇〇㎡です。契約期間は平成元年12月21日から平成11年12月31日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和元年10月25日、土地引渡の日は令和元年10月29日です。解約の理由は、契約相手を変更するため解約するものです。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

NO1について、担当委員の補足説明を願います。

13番  
(西元委員)

〇〇さんと〇〇さんの解約の件ですけれども〇〇さん今回〇〇さんの方に後ほどの件で出てきますので、経営移譲するということで農家を辞めるということで解約この土地に関しまして、そのまま息子さんがそのまま引き続き作るということで経営移譲するということで解約という話になりました。よろしく願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。  
議案第2号は、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

議案第2号については、原案のとおり受理することとします。  
日程第6、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。  
NO1及びNO2について、一括、上程します。  
NO1及びNO2について、事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の使用貸借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和元年10月29日提出、蘭越町農業委員会会長名。

NO1、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。権利の区分は使用貸借権の設定です。貸借理由は、後継者に経営を移譲するため、後継者に農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は使用貸借、価格は無償です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から令和11年11月30日までです。

NO2、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、畑で〇〇〇㎡です。権利の区分は使用貸借権の設定です。貸借理由は、農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は使用貸借、価格は無償です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から令和11年11月30日までです。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、親の経営移譲に伴う契約であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

議 長

NO1及びNO2について、担当委員の補足説明を願います。

13番  
(西元委員)

〇〇さんと〇〇さんの件について、〇〇〇に経営移譲するという事によってこのような形になっております。農地の場所ですが、地図を見て左側に〇〇宅がございます。その周りに一団地、〇〇に入る農道がありますが、農道の奥に一団地、〇〇に向かって下った方に〇〇宅がありますがそこに一団地、もう一団地がNO2で出てきますが、〇〇さんが住んでいた住宅の裏に一団地、線路を跨ぐような形になりますが〇〇〇の方にももう一団地ございます。2番目の〇〇さんと〇〇さんの件ですが、場所については〇〇〇さんが〇〇に住んでいた〇〇が残っていますが〇〇の裏側にある三角形の農地で、それに隣接するところで、無償ということですが三角形で借り手がいないということ、〇〇さんが今耕作されていますが、農地を守るという中でこのような形となっておりますので、ご理解いただいてよろしくお願いたします。

議 長

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。  
議案第3号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

議案第3号については、原案のとおり決定し、許可することとします。

日程第7、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

NO1及びNO2について、一括、上程します。

事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第4条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和元年10月29日提出、蘭越町農業委員会会長

名。

番号1番、申請人は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、畑で〇〇〇㎡、申請理由は、農家住宅を建設するものです。別紙の調査書をご覧ください。

農地区分は、第1種農地です。判断理由としては、10ヘクタール以上の集团的農地の一角に位置する土地です。既存住宅が老朽化したため農家住宅を建てるものであり、良好な生活環境を確保するため、転用はやむを得ないと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

番号2番、申請人は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇の内、田で〇〇〇㎡、申請理由は、農家住宅を建設するものです。別紙の調査書をご覧ください。

農地区分は、第1種農地です。判断理由としては、10ヘクタール以上の集团的農地の一角に位置する土地です。既存住宅が老朽化したため農家住宅を建てるものであり、良好な生活環境を確保するため、転用はやむを得ないと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

こちらの案件については、当初設計書では〇〇番〇に住宅がすべて収まる予定でしたが、建築後、登記をする際に〇〇番〇からはみ出していたことが判明し、本来であれば、建築前の申請許可が必要ではありましたが、建築後に判明した事案となり、本人から転用申請が提出された経過にあります。

なお、この2件については、北海道農業会議への諮問につきましては、転用目的が農家住宅である場合は諮問の対象から除外できることとなっておりますので申し添えます。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

NO1及びNO2について、順次、担当委員の補足説明を願います。

15番  
(親谷委員)

1番内容については事務局説明とおりです。〇〇〇さんの〇〇〇新しい住宅を建てる予定です。その用地だけでは足りないためこのような形になりました。よろしくお願いいたします。

12番  
(椿委員)

2番について、先ほど事務局から説明がありましたが、〇〇〇、建てた後、登記する時に計測したら、宅地の土地に収まっていないということで判明いたしまして、農業委員にその旨を相談いた

しまして、〇月頃に申請しましたが、今回許可が出たということで、よろしくお願いいたします。

議 長                    これより質疑意見はないでしょうか。

全委員                    質疑なし。

議 長                    質疑なしと認めます。  
議案第4号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員                    質疑なし。

議 長                    議案第4号については、原案のとおり決定し、許可することと  
します。

日程第8、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

NO1について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第5条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、意見を求める。令和元年10月29日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、申請者は譲渡人が〇〇〇さん、譲受人が〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、現況は田と畑、面積は田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。農地区分は、農用地区域外の第3種農地、権利の種類は贈与。申請理由は、〇〇〇施設及び〇〇〇とするためです。別紙、調査書をご覧ください。

第3種農地に判断した理由としては、〇〇〇から300m以内の農地であり、農業上の利用の確保の必要性が低いことから、第3種農地であり、転用はやむを得ないと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

現在、農振農用地区域からの除外手続きを並行しており、事前協議の中では除外相当である旨協議が進められております。

なお、この度の案件は許可相当の可否について意見を求めるものであり、北海道農業会議の常設審議委員会へ諮問して意見を求め、順調に進めば11月総会に再度上程し許可することとなりま

す。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 NO1について、担当委員の補足説明を願います。

10番 (杉本委員) 別紙資料を見ていただきたいと思いますが、航空写真下の方から〇〇〇方面へ向かって、進み右側の農地になります。以上です。

議 長 これより、質疑及びご意見を伺います。  
質疑・ご意見はありませんか。

全委員 質疑なし。

議 長 質疑なしと認めます。  
議案第5号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 議案第5号については、原案のとおり決定し、許可することとします。

日程第9、議案第6号 農地法第6条第1項の規定による報告についてを議題とします。

事務局から説明願います。

事務局 (福岡係長) 議案第6号 農地法第6条第1項の規定による報告について、農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人から提出のあった事業報告について、各要件の確認を求める。令和元年10月29日提出、蘭越町農業委員長名。

各法人からの報告内容の説明の前に、法人要件について確認をさせていただきます。平成28年4月1日施行により、呼称が農地所有適格法人となりました。法人形態は、株式会社、持分会社または農事組合法人。事業要件は、売上高の過半が農業であること。構成員・議決権要件は、農業関係者で常時従事者等の議決権が、総議決権の1/2超、農業関係者以外の構成員で保有できる議決権は、総議決権の1/2未満となっております。役員要件は、役員の過半が農業の常時従事者であり、年間150日以上。役員または重要な使用人のうち、1人以上が農作業に従事、年間60日以上となっております。

番号1、令和元年10月9日付けで〇〇〇より平成30年7月



1日から令和元年6月30日事業年度の農地所有適格法人報告書の提出がありました。

事務局で形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を確認したところ、いずれの法人も各要件とも、適正であろうと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ただ今事務局から説明があり、各項目の要件について確認をしたとのことですが、報告内容について、質疑ありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

質疑なしと認めます。

今回提出のあった、農地所有適格法人について、報告内容を確認した結果、いずれも要件を満たしているものとして、決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、議案第6号については、原案どおり決定し、事務局に法人台帳を整備していただくこととします。

日程第10、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

NO1からNO5について、一括、上程します。

事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。令和元年10月29日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、利用権設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和元年11月6日から令和6年11月5日までの5年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件と

しては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号2番、利用権の設定等を受ける者は〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、代理人蘭越町長。土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和元年11月6日から令和5年4月30日までの4年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で、〇〇番〇が〇〇〇円、その他の田が〇〇〇円です。畑の10a当たりの価格は、〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号3番、利用権の設定等を受ける者は〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、代理人蘭越町長。土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和元年11月6日から令和5年4月30日までの4年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で、〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号4番、利用権の設定等を受ける者は〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、代理人蘭越町長。土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和元年11月6日から令和5年4月30日までの4年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で、〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調

査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号5番、利用権の設定等を受ける者は〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、代理人蘭越町長。土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和元年11月6日から令和5年4月30日までの4年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で、〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

なお、番号2から5番の4件については、代理人 蘭越町長となっています。平成24年度に規模拡大交付金及び農地集積協力金の該当になっている案件です。あいだに円滑化団体である町に白紙委任することとなっております。

また、契約期間についてですが、前回の契約期間からの更新となりますが、規模拡大交付金を受けているものは6年間、農地集積協力金を受けているものは10年間賃貸借を継続することとなっております、いずれも農地集積協力金が伴うため4年間継続契約するものです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

NO1からNO5について、順次、担当委員の補足説明を願います。

16番  
(伊藤委員)

番号1番から番号5番まで説明いたします。内容については事務局説明とおおりです。場所ですが、1番の〇〇さんの件は、〇〇宅と農道を挟む三角となった場所です。また、〇〇宅の山側になりますが、細長くなっている用水路までの場所となります。

番号2番ですが、場所につきましては〇〇さんの住宅の周り横とその横の所と南側斜め奥になります。

番号3番ですが、〇〇さんの件について、〇〇さんの住宅のすぐ〇〇側の場所となります。

番号4番、〇〇さんの件について、〇〇さんの住宅の〇〇側にある場所になります。

番号5番、〇〇さんの件について、先ほどの〇〇さんの借りている圃場の〇〇側に位置する場所となります。よろしくお願いいたします。

議 長                   これから質疑に入ります。  
                              質疑ありませんか。

全委員                   異議なし。

議 長                   質疑なしと認めます。  
                              議案第7号は、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員                   異議なし。

議 長                   議案第7号については、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。  
                              日程第11、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局から報告願います。

事務局  
(福岡係長)               報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、令和元年10月29日提出、蘭越町農業委員長名。  
                              9月18日付けで、〇〇〇さんから、〇〇番〇外〇筆、同日付けで、〇〇〇さんから、〇〇番〇外〇筆、10月10日付けで〇〇〇さんから、〇〇番〇外〇筆について、相続により所有権を取得した旨の届出があったので、報告いたします。

議 長                   その他の報告を事務局からお願いします。

事務局  
(木村局長)               明日、①後志地方農業委員会連合会道内視察研修について  
                              明日、7時30分役場駐車場出発となっておりますので、該当する委員の皆様は10分前に集合願います。

②道外視察研修の日程等については、配付させていただいた資料のとおりです。なお、負担金につきましては、当日徴収しますのでよろしくお願いいたします。

③地区別農業委員会研修会は、岩内地方文化センターにおいて、11月22日の金曜日12時30分役場前出発ですので、10分前に集合願います。

④次回総会の日程については、11月29日金曜日13時30分からを予定しております。

以上で報告を終わります。

議 長

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第29回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時15分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩